

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(こども家庭庁支援局障害児支援課)

項 目 名	介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法		
要 望 の 内 容	社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 51 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）等の改正を含む介護保険制度等の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 2040 年に向けて、85 歳以上の医療・介護ニーズを抱える者等の増加や、生産年齢人口の減少が見込まれる。こうした状況に対応するため、令和 9 年度から始まる次期（第 10 期）介護保険事業計画期間に向けて、地域のサービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や、地域包括ケアシステムの深化、介護人材の確保・職場環境改善、介護サービス等の基盤整備を図るとともに、制度の持続可能性の確保を図る。 (2) 施策の必要性 社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しについて検討を行い、その検討結果を踏まえ、社会福祉法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正を含む介護保険制度の見直しを行うこととしている（※）ところ、当該見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。 （※）2040 年に向けて人口構造が変化する中、サービス提供体制の確保や人材の確保は障害福祉分野においても共通した課題であり、障害福祉分野の制度の見直しについても、社会保障審議会障害者部会等において検討を行い、その検討結果を踏まえ、社会福祉法等の一部を改正する法律による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）等の改正を含む障害福祉分野の制度の見直しを行うこととしている。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系 ＜こども政策の推進＞ １～６．（略） ７．障害児への支援に関する施策の推進 ８．（略）
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置により、介護保険制度等の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり、サービス基盤の整備を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じることが、被保険者やその家族、介護保険サービス事業者等の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考える。

			また、税制上の措置を講じることで国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		介護保険制度等に係る税制措置については、今回同様、法改正に合わせて令和５年度等に非課税措置の維持等の税制要望を行った。また、令和８年度においても本改正による税制要望を行っている。	